

商標キャラバン隊の活動予定

竹内 耕三*・本宮 照久**・井内 龍二***

要 約

商標キャラバン隊は日本弁理士会の地域知財活性化運動の一環として、また商標法の一部を改正する法律案に対する付帯決議を受け、日本弁理士会地域窓口責任者知的財産支援センター、研修所、商標委員会及び広報センター等の各委員をもって組織され、地域ブランドの強化の促進を図ることにより、地域経済の活性化、及び知財立国の実現の促進を図ることを目的として組織されました。商標キャラバン隊は、実際には地域の日本弁理士会会員に対する商標関連研修会の開催、地域ユーザーに対するセミナー・相談会の開催、弁理士知財支援ネットの活用による地域ブランド支援サービスの提供等を行う予定にしています。

(1) 商標キャラバン隊の結団式が「弁理士の日」の記念事業として、7月1日、「アキバウィングオープニングセレモニー」の中で盛大に行われました。結団式においては、まず、日本弁理士会の佐藤辰彦会長より激励の言葉があり、次いで会長よりキャラバン隊長に対して隊旗の授与が行われ、各地区代表の任命授与が行われました。

(2) 商標キャラバン隊の結成の趣旨は以下の2つです。

① 地域知財活性化運動の一環

日本弁理士会は、平成17年4月に事業計画の柱のひとつとして「地域知財活性化運動」を掲げ、地域知財の活性化を図ることにより、地域経済の活性化ひいては知財立国の実現の促進を図ることを目指しています。

その運動の一環として、地域ブランド保護の法改正の動きに鑑み、その保護・活用の支援のため、商標キャラバン隊を結成することにしました。

② 衆議院の付帯決議

地域ブランドの保護のため「商標法の一部を改正する法律案」が衆議院に5月11日に上程され、翌日5月12日に通過、6月8日に参議院を通過し可決し、6月15日に公布されました。

この商標法の一部を改正する法律案に対する付帯決議において、

「政府は、産業競争力の強化と地域経済の活性化に資するため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

* * * * *

五 本制度の実施に当たり、地域間の格差や地域の取組みに支障が生じないように、地域の団体、事業者からの相談へのきめ細かな対応を図るとともに、日本弁理士会の活動と連携しつつ、弁理士制度の地方展開を促進するための適切な措置を講ずること。」と決議されました。

日本弁理士会は、この付帯決議に応え、地域ブランドに関し十分に地域のユーザーへの保護支援を行うために、商標キャラバン隊の活動を充実することとしました。

(3) 商標キャラバン隊は、地域窓口責任者、知的財産支援センター、研修所、商標委員会及び広報センター等の各委員をもって組織されます。近畿支部及び東海支部にあつては、これらの支部が主体的にキャラバン隊を組織します。

商標キャラバン隊は、実際には地域の日本弁理士会

* 平成17年度 日本弁理士会副会長

** 平成17年度 日本弁理士会商標委員会委員長

*** 平成17年度 日本弁理士会知的財産支援センター副センター長

員に対する商標関連研修会の開催、地域ユーザーに対するセミナー・相談会の開催、弁理士知財支援ネットの活用による地域ブランド支援サービスの提供等を行う予定にしています。

セミナー・相談会の開催については、「地域窓口責任者」が、企画・運営の中心的役割を果たし、これを知的財産支援センターがサポートし、商標委員会が講師・相談員の派遣を行います。また、研修所は商標キャラバン隊員・日本弁理士会地域会員のための研修を企画し、運営します。広報センターはその活動を報道します。

(4) 本稿作成の8月6日現在において、研修所が行う日本弁理士会地域会員のための研修はすでに東北・北海道地区、北陸地区、関東地区、中部地区、近畿地区、中国・四国地区、九州地区の全ての予定地区で終了しています。

また、ユーザーに対するセミナー・相談会は全国のトップをきって6月23日(木)に鳥取県で行われ、中国経済産業局、鳥取県、発明協会鳥取県支部、及び関係諸団体の方々の大いなる協力を得て105名もの受講者が集まり盛大に行われました。セミナーは商標委員会委員による講演に引き続き、地域ブランドを確立させようとしておられる豊岡かばん協同組合の理事長も交えたパネルディスカッション、さらに商標エンターテイメントと盛りだくさんの内容で行われ、好評を博すことができました。

続いて島根、北海道、福島、栃木、高知の各県でほぼ日程が決まってきており、8月後半から全国47都道府県において商標キャラバン隊が華々しく活躍してゆくことと思われまふ。特に北海道では広いこともあり、6か所でセミナー・相談会が予定されており、8月下旬から10月にかけて順次開催されてゆくことと思われまふ。このようなセミナーは、各地域において、それぞれ地域ブランド形成過程等における事情も異なることから、商標委員会委員も、それに合った対応ができるような形で割り振られており、その地域で地域ブランドとして認識し得る具体例を挙げつつ、ユー

ザーニーズに応えられるようなものを予定しています。

また、セミナーでは基調講演の他に、ユーザーを交えたパネルディスカッションをできる限り組み入れようとしています。北国では雪の季節になると受講者の数が急に少なくなることから、北の地域から順次南の地域へと開催を実施し、できれば年内にセミナー・相談会は終了したいと考えています。

全国47都道府県全てで漏れなく行うというような大規模なセミナー活動はかつて日本弁理士会では行ったことがなく、予算面からも非常に厳しいものがあり、各都道府県、特許庁、各経済産業局、中小企業庁、中小企業基盤整備機構、発明協会その他の関係諸団体の協力を得たいと考えております。従いまして、企画・運営を行う「地域窓口責任者」及び「知的財産支援センター」の皆様方には大変難しい設定に携わることになるかと思いますが、この場を借りてご尽力をお願いする次第です。

(5) また、本年度の日本弁理士会の正副会長会主催のタウンミーティングは商標キャラバン隊を兼ねた内容で行うことが決定されており、青森、石川、徳島、宮崎の4県で開催される予定であり、日程も確定してきています。タウンミーティングでは通常の商標キャラバン隊のセミナーよりも企画及び内容の点においてさらにグレードアップしたものを実施する予定にしています。

商標キャラバン隊では、さらにセミナー開催後のユーザーからの相談に対応するため地域ブランド専用相談窓口を設置し、運営してゆくことを予定しています。この専用相談窓口では地域ブランドに詳しい専門の地域ブランド相談員が電話であるいは来訪者に対しては面接して相談に応じることにしています。

(6) 上述のような商標キャラバン隊の活動を通して知的財産の専門家としての弁理士の社会的責任が果たされ、地域ブランドの強化を通じた地域経済の活性化が図られるものと日本弁理士会では期待しています。

(原稿受領 2005.8.8)